

需要即応型生産流通体制緊急整備事業実施要綱

第1 趣旨

今後、食料の自給力・自給率を向上させるためには、水田の不作付地や裏作等を最大限に活用して、国内自給率の低い麦、大豆及び米粉用米・飼料用米等を需要に応じた的確に生産拡大することが重要である。

このため、食品製造業者等による国産の麦、大豆及び米粉用米・飼料用米に係る需要開拓の取組を推進するとともに、水田転作作物の高品質化、安全・安心の確保など、実需者ニーズに即した地域や生産者の主体的な取組を強化することにより、需要に即応した国産農産物の生産・流通体制を緊急的に整備することとする。

第2 事業内容

需要即応型生産流通体制緊急整備事業（以下「本事業」という。）は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

1 資金造成事業

都道府県水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「水田農業対策要綱」という。）第4の1の都道府県水田農業推進協議会をいい、以下「都道府県協議会」という。）が、2及び3の事業を実施するため、国から交付金の交付を受け、資金を造成するものとする。

2 需要即応型水田農業確立推進事業

麦、大豆及び米粉用米・飼料用米等について、地域の計画の下で地域と生産者が一体となって実施する、実需者との連携活動、品質向上、流通合理化、環境・安全面の取組等を支援する事業とする。

3 自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業

我が国の食料自給力・自給率の向上を図る上での戦略作物である麦、大豆及び米粉用米・飼料用米について、以下の取組を実施する事業とする。

- (1) 需要拡大に資する生産技術を導入する取組
- (2) 産地・生産者と食品製造業者等との結び付きを強化する取組
- (3) 食品製造業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組

第3 事業実施期間

平成23年3月31日までとする。

第4 事業実施主体等

1 需要即応型水田農業確立推進事業

都道府県協議会及び地域水田農業推進協議会（水田農業対策要綱第4の2の地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。）

2 自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業

（1）需要拡大に資する生産技術を導入する取組

都道府県協議会及び地域協議会（水田農業対策要綱第4の2の地域水田農業推進協議会をいい、地域水田農業推進協議会が設置されていない地域にあつては、生産局長が別に定める要件を満たし、原則として市町村の区域をその区域とする農業者団体、市町村農業委員会等により構成される協議会を含む。以下同じ。）

（2）産地・生産者と食品製造業者等との結び付きを強化する取組

都道府県協議会及び地域協議会

（3）食品製造業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組

食品製造業者等（食品若しくは飼料の製造、加工若しくは販売の事業を行う者又は食品若しくは飼料製造業者を構成員とする事業協同組合をいう。）

第5 助成措置

1 国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、第2の1の事業を実施するのに必要となる交付金を交付するものとする。

2 1の交付金の交付額は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別途定める算定方法によるものとする。

3 都道府県協議会が資金造成事業により造成した資金について、事業終了時に、なお残余があるときは、国に返還するものとする。

第6 事業実施手続等

1 業務方法書

都道府県協議会長は、第2の1の事業により積み立てた資金から第2の2及び3の事業に係る交付金の交付を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときは同様とする。

2 資金

（1）都道府県協議会は、国から交付される交付金の全額を資金として

積み立てるものとする。

- (2) 都道府県協議会は、国からの交付を受けて造成した資金のうち、第2の2の事業に係る部分を「需要即応型水田農業確立推進事業基金」とし、第2の3の事業に係る部分を「自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業基金」として、それぞれ他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。
- (3) 都道府県協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。
- (4) 資金の管理から生じた果実は、資金に繰り入れるものとする。

第7 事業実施状況の報告

都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 推進体制

1 農業者団体の役割

農業者団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うものとする。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うとともに、事業実施主体に対し、指導及び助言を行うものとする。

3 国の役割

国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会及び地域協議会等に対し、指導及び助言を行うものとする。

第9 他の施策との関連

本事業の実施に当たり、事業実施主体は、水田農業対策要綱に基づく施策、水田等有効活用促進対策事業（水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産9849号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）その他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

第10 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。